

第2章 特掲診療料 第10部 手術 通則

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和2年3月5日 保医発第0305第1号)

告示	通知
<p>1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置(区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。)及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 区分番号K007(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、(他区分省略)、K476(1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、(他区分省略)に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。</p> <p>5～19 省略</p>	<p>(抜粋)</p> <p>1 「通則1」の「診断穿刺・検体採取」とは、第2章第3部検査の第4節診断穿刺・検体採取料に係るものをいう。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 画像診断及び検査の費用を別に算定できない手術の際に画像診断又は検査を行った場合においても、当該画像診断及び検査に伴い使用したフィルムに要する費用については、区分番号「E400」(注を含む。)に掲げるフィルム料を算定できる。また、当該画像診断及び検査に伴い特定保険医療材料又は薬剤を使用した場合は、区分番号「K950」に掲げる特定保険医療材料又は区分番号「K940」に掲げる薬剤料を算定できる。なお、この場合、フィルム料、特定保険医療材料料及び薬剤料以外の画像診断及び検査の費用は別に算定できない。</p> <p>7～25 省略</p>